

書面添付制度に係る書面の

良好な記載事例と良好ではない記載事例集



平成 27 年 6 月
日本税理士会連合会
業 務 対 策 部

《目 次》

	頁
I. 書面添付制度について	(1)
1. 書面添付制度の概要	1
2. 書面添付制度による効果	1
(1) 税理士事務所にとって	
(2) 関与先企業にとって	
(3) 意見聴取制度について	
3. 質の高い書面添付とは	2
II. 書面添付制度のフロー図	(3)
III. 国税庁の書面添付制度に対する取組について	(4)
IV. 記載内容が良好である添付書面の記載事例	(4)
1. 書面添付記載の基本事項	5
2. 法人税記載事例 製造業	8
3. 消費税記載事例 本則課税 卸売・小売業	11
4. 所得税記載事例 事業所得 販売業	14
5. 相続税記載事例	18
V. 記載内容が良好ではない添付書面とは	(24)
1. 国税庁事務運営指針（平成 21 年 4 月制定）による良好ではない添付書面	24
2. 添付書面全体に共通する良好ではない添付書面の記載	24
VI. 記載内容が良好ではない添付書面の記載事例	(25)

I. 書面添付制度について

1. 書面添付制度の概要

税務の専門家である税理士を取り巻く環境は、**税制の複雑化**や**取引の国際化**によって、急速に変化してきています。税理士制度もそれに追従すべく、幾度もの制度改正をしました。そのことは、**税理士業務を多様化**させ、**税理士のビジネス・チャンスを増加**させましたが、一方で、**税理士の抱える問題を増幅**させました。税理士は、税理士法で規定されている権利において、その問題を解決し、付随するリスクを適切に管理し、軽減する必要があります。他方、税理士は、**独立した公正な立場で申告納税義務の適正な実現を図る**という公共的な使命をもっています。この税理士の使命や役割を考えると、税務の専門家として**納税者の信頼**にこたえること、また、**税理士の公共的使命**を全うすることの二面性を調和しながら、直面する問題を解決する方法の検討が必要です。こうした観点からも、税理士法第 33 条の 2 に規定する書面添付制度が注目されており、**添付書面の記載内容の充実**と、**意見聴取制度の運用の充実**が、求められております。

書面添付制度とは、税理士・税理士法人（以下「税理士」とする）が作成した申告書について、作成した税理士がどのような項目について、どの資料を、どの程度確認して、どのように検討・判断・調整したのかを記載した書面を添付するものです。さらに、相談を受けた事項等も記載します。書面添付はあくまでも**税理士の権利により提出**するもので、その**責任は税理士**にあります。

2. 書面添付制度による効果

この制度は、税理士が税務の専門家として計算等した事項を記載した書面を作成し、**国税当局が当該書面を尊重**することにより**税務執行の円滑化等**を図るという趣旨があり、**質の高い書面添付**を実践することによって、次のような効果が期待されます。

(1) 税理士事務所にとって

- ①税理士法第 1 条にある**税理士の使命**の完遂につながる
- ②事務所の**業務品質向上**に役立つ
- ③**関与先との信頼関係の強化**に役立つ
- ④税理士の**責任の範囲を明確化**することができる
- ⑤税理士の**社会的信用及び地位の向上**に資する

(2) 関与先企業にとって

- ①計算書類の**信頼性の向上**につながる
(税務当局や金融機関並びに取引先など社会からの評価の向上に役立つ)
- ②**財務会計力の向上**
(適正な決算・申告により、自社の正しい経営状況の把握ができ、よりの確な対応策などを打つことができる)
- ③**税務調査の省略や効率化**が期待できる

(3) 意見聴取制度（税理士法第 35 条）について

① 実地調査前に**意見聴取の機会**があるため、意見聴取段階で疑問点が解消された場合には、実地調査に至らない場合もあります。

② 意見聴取における質疑等のみに基因して提出した修正申告書については、**加算税が賦課されることはありません。**

3. 質の高い書面添付とは

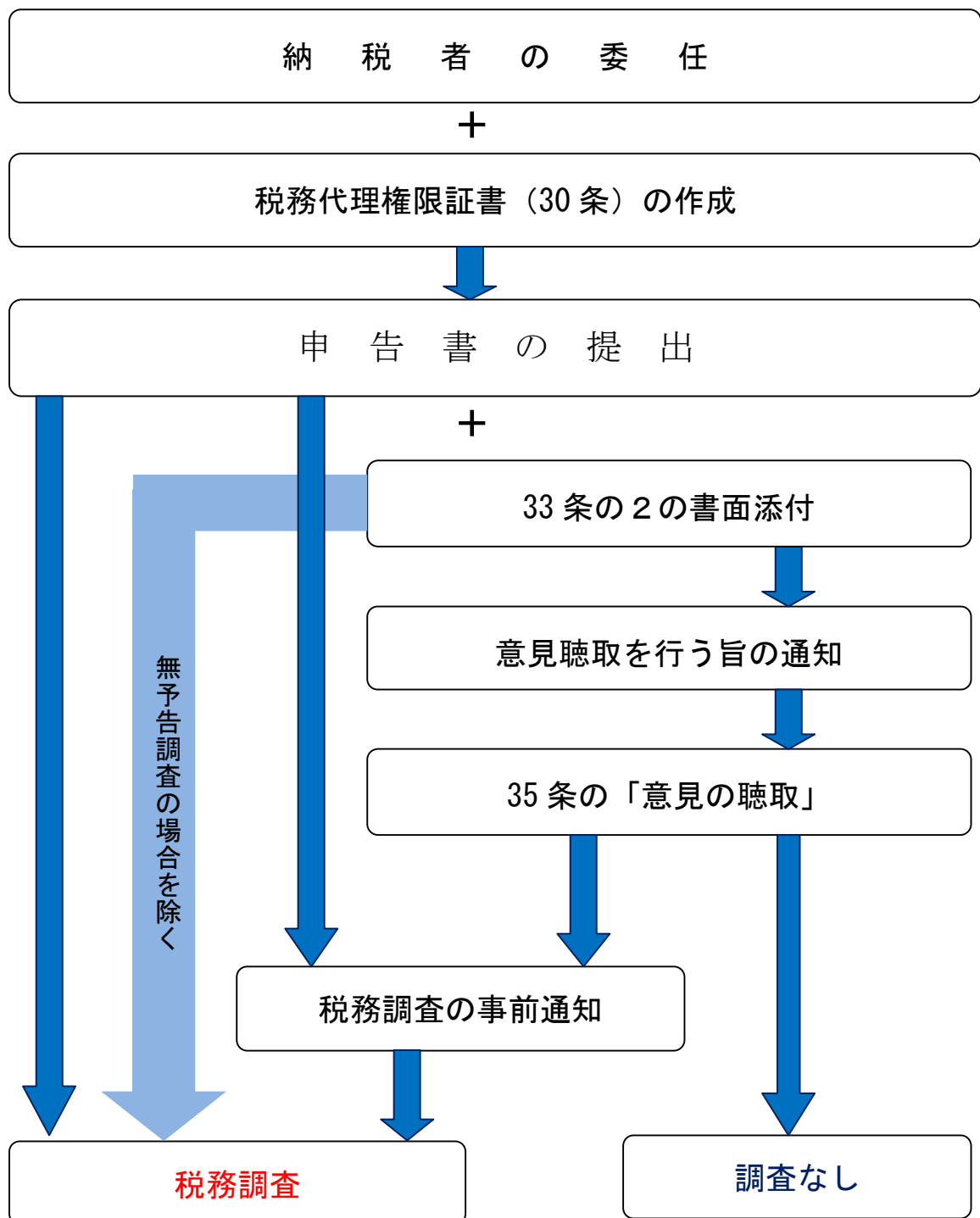
基本的に以下の 2 つの要件を満たす必要があります。

(一つ) **正しい決算**に基づいた適正な申告であること

(二つ) 添付書面の**記載内容が充実**していること

上記 2 のように書面添付制度は数多くの効果があります。もちろんその実践の前提としては「**正しい決算**」が必要となりますので、書面を添付するに当たり、**納税者の適正な納税意識**や、本制度への**十分な理解**、税理士との**信頼関係**などが必須であり、これらの条件を満たすよう納税者に理解を求める必要があります。

Ⅱ. 書面添付制度のフロー図



Ⅲ. 国税庁の書面添付制度に対する取組について

○書面添付制度の推進

税理士法に定められている書面添付制度は、税理士等が申告書の作成に関して果たした具体的な役割を明確にすることができるとともに、国税庁としてもそれを尊重しようとするものです。

具体的には、税理士等は申告書の作成に関し、計算し、整理し又は相談に応じた事項を記載した書面を申告書に添付することができ、この書面が添付されている申告書を提出した納税者にあらかじめ日時、場所を通知して税務調査を実施しようとする場合には、その通知前に税務代理権限証書を提出している税理士等に対し、添付された書面に記載された事項に関して意見を述べる機会を与えなければならないというものです。

この制度は、正確な申告書の作成・提出に資するとともに、税務行政の円滑化・簡素化が図られ、ひいては信頼される税理士制度の確立に結びつくものであることから、添付書面の記載内容の充実及び添付割合の向上が図られるよう、税理士会及び日本税理士会連合会との協議を積極的に行うとともに、この制度を尊重し、一層の普及・定着に努めています。

(「国税庁レポート 2014」から引用)

Ⅳ. 記載内容が良好である添付書面の記載事例

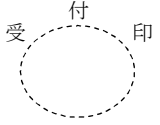
1. 書面添付記載の基本事項		P 5～P 7
2. 法人税記載事例	製造業	P 8～P 10
3. 消費税記載事例	本則課税 卸売・小売業	P 11～P 13
4. 所得税記載事例	事業所得 販売業	P 14～P 17
5. 相続税記載事例		P 18～P 23

(良好な記載事例)

法人税 確定申告書 年分・ 26年 4月 1日 事業年度分・)に係る
27年 3月 31日

1. 書面添付記載の基本事項

税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面 33の2①



平成〇年〇月〇日
〇〇税務署長 殿

※整理番号

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	税理士	この申告書を作成した税理士又は税理士法人の 代表社員が、署名押印します。
	事務所の所在地		
書面作成に 係る税理士	氏 名	税理士	添付書面を作成した税理士が所属税理士又は税 理士法人の社員の場合には、当該書面を作成した 者が税理士である旨を付記して、署名押印します。
	事務所の所在地		
	所属税理士会	税理士会	
税務代理権限証書の提出		(有) (法人税)	この書面を添付する申告書の納税者に係る法30 条に規定する書面の提出の有無を記載します。 税務調査前の意見聴取は、税務代理権限証書を 提出した税理士又は税理士法人に対して行われる ことになります。
依 頼 者	氏名又は名称		
	住所又は事務所 の 所 在 地		

私（当法人）が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記 1 から 4 に掲げる事項であります。

1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項	
帳簿書類の名称	作成記入の基礎となった書類等
仕訳帳、総勘定元帳、試算表、固定資産台帳 貸借対照表、損益計算書、勘定科目別内訳書	現金出納帳、会計日記帳、預金通帳、当座照合表 給与台帳、請求書綴、領収書綴、納品書綴 売掛・買掛帳、棚卸表、借入関係書類、 レジペーパー、日計表
税理士が申告書の作成に当たって 自ら作成、記入した帳簿書類の名称 を記載します。	申告書の作成を依頼された税理士が、帳 簿書類を自ら作成、記入するに当たって、 その基となった書類の名称を記載します。

2 提示を受けた帳簿書類（備考欄の帳簿書類を除く。）に記載されている事項	
帳簿書類の名称	備考
上記 1 の「作成記入の基礎となった書類等」 のほか、議事録、契約書綴、銀行残高証明書	特になし
依頼者である納税者から申告書の作成に当たり提 示を受けた帳簿書類の名称を記載します。 計算又は、整理したもの以外は、記載しません。	この欄には、提示を受けた帳簿書類の 内、検討の対象にしなかったものを記載 します。 (例) 社会保険関係綴、労働保険関係綴等

※事務 処理欄	部門	業種	意見聴取連絡	年 月 日	税理士名	通知年月日	予定年月日

3 計算し、整理した主な事項

		事 項	備 考
		売上げ、売上原価等の主要な勘定科目について記載するとともに、当該企業の業種にとって重要性の高い科目を記載します。 どのように検証したかを具体的に記載します。 確認した根拠となる書類等を記載します。	
(1)	製品売上高	収益計上基準は、検収基準であることを確認し、売上が検収基準により、適正に計上されているか確認した。	請求書控、検収確認書 売上帳
	棚卸資産	棚卸資産については、棚卸表から預け在庫分も確認した。また仕掛品については、原価を構成する材料費・労務費・経費を検討して計上した。	棚卸表 仕入・経費 請求書
	給与・源泉	役員・従業員・アルバイト及び非居住者につき適切に手続きされているか確認した。 また現物給与に該当するものがないか確認した。	賃金台帳、源泉納付書 扶養控除申告書
	計算又は整理（チェック）した勘定科目や主要なもの及び課税標準の計算に当たって特に重要と認められるものを記載します。		
前期と比較して増減の大きい科目についてその原因・理由等を「増減理由」欄に具体的に記載します。		【 注 意 ! 】 継続して書面添付をしておられる税理士の方から、「計算し、整理した主要な事項は前年度と同様であり、今年度特に記載すべきことがない」場合はどうすればよいのかとの質問があります。 ↓ 例え整理した事項が同じでも、「計算し、整理した主要な事項」につき、どのような書類等に基づきどのようなチェックを実施したかを毎年度確実に記載することが必要です。	
(2)	(1)のうち顕著な増減事項		
	売上高の増加 労務費の増加 外注費の減少		
(3)	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項		
	収益の計上基準		
当期において会計処理方法に変更等があった事項について、その理由等を「変更等の理由」欄に具体的に記載します。			

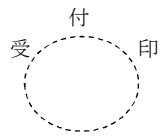
4 相談に応じた事項	
事 項	相 談 の 要 旨
役員退職金 「事項」欄には、納税者から受けた税務相談事項の内、申告書の作成に当たり、特記する相談項目を記載します。	当期末で退職する常務取締役への退職金支給について、その支給額の妥当性について相談を受け、勤続年数や職務内容から妥当であるとして、当期に役員退職金2000万円を計上した。 役員退職金の計算根拠（役員退職金規定による） $\text{〇〇万円（最終報酬月額）} \times \text{〇〇年（勤続年数）} \times \text{功績倍率}$ 「相談の要旨」欄には、相談内容、回答要旨、申告書への反映状況を記載します。
納税者から申告書の作成に関しどのような相談（申告書作成時に限らず、通常行う相談も含む。）を受け、それに対しどのような回答を行い、結果としてどのように申告書へ反映されているかを具体的に記載することにより、税理士が行った業務内容が明らかとなります。業務内容が明確になることで、その申告書の適正性が高まるため、確実に記載しましょう。	
5 その他	
（総合所見） 日々の取引については、整然かつ明瞭に会計処理されており、原始記録の保存状態も良好です。また、契約書、請求書等の証拠書類についても各々ファイルされ、整然と保管されています。 毎月の訪問時等には会計処理の適正性のチェックにあたり、会計伝票のみならず請求書や領収書から契約書などまで全般的にチェックを行っています。 代表者は、誠実に経理に当たっており、常に健全経営を心掛けています。 「その他」欄には、税理士関与の状況（頻度や内容）、申告書作成に当たって留意した事項、特記事項、納税者の帳簿の保存状況、納税者の税務に対する姿勢・認識、内部けん制の状況、経営状況など当該申告書作成に当たっての総括的事項や、1から4の各欄で記載できなかった事項を記載します。 また、チェックリスト等を活用して確認した場合には、その旨を確実に記載します。	

(良好な記載事例)

法人税 確定申告書 (年分・平成26年4月1日 平成27年3月31日 事業年度分・) に係る

2. 法人税記載事例 製造業

税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面 33の2①



平成〇年〇月〇日

〇〇税務署長 殿

※整理番号

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	税理士	印
	事務所の所在地	電話 () 〇〇〇-〇〇〇〇	
書面作成に 係る税理士	氏 名	税理士	印
	事務所の所在地	電話 () 〇〇〇-〇〇〇〇	
	所属税理士会	税理士会 〇〇支部	登録番号 第〇〇〇〇〇号
税務代理権限証書の提出	⑨ (法人税・消費税・源泉所得税) ・ 無		
依 頼 者	氏名又は名称	(株)〇〇製作所 代表取締役〇〇〇	
	住所又は事務所 の 所 在 地		

私(当法人)が申告書を作成し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記1～4に掲げる事項であります。

1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項

帳簿書類の名称	作成記入の基礎となった書類等
仕訳帳、総勘定元帳、試算表、貸借対照表 損益計算書、製造原価計算書 勘定科目内訳書	現金出納帳、小切手帳、手形帳、当座照合表、 預金通帳、手形記入帳、売上帳、仕入帳 契約書、借入返済予定表、仕入・経費請求書、 売上請求書控、検収通知書、棚卸表、注文書、領収 書綴、貸金台帳、タイムカード、作業日報、作業工 程表、証憑綴り、保険証券

製造業における独自の書類
や重要な検討すべき書類を記
載します。

2 提示を受けた帳簿書類(備考欄の帳簿書類を除く。)に記載されている事項

帳簿書類の名称	備考
上記1の「作成記入の基礎となった書類等」のほか、議事録、銀行残高証明書	特になし

※事務 処理欄	部門	業種	意見聴取連絡事績		事前通知等事績	
			年 月 日	税理士名	通知年月日	予定年月日

3 計算し、整理した主な事項

		備 考
収益計上基準（例えば、引渡し基準か検収基準等）をしっかりと確認します。また売上、仕掛品、在庫の計上が適正にされているかを確認した書類も明記します。		
製品売上高	収益計上基準は検収基準であることを確認し、売上が検収通知により、適正に計上されているか確認。	請求書控、検収通知書 売上帳、注文書
(1) 修繕費	修繕費については、資本的支出に該当しないかを請求書又は、現場の確認を通して、明らかな原状回復費用であることを確認し、修繕費として処理した。	証憑書類 請求書、領収書
給与・源泉徴収	役員、従業員、アルバイト及び非居住者につき、適正に処理しているか確認した。また現物給与に該当するものが無いかも確認した。	賃金台帳、源泉納付書 扶養控除申告書より確認
外注費	関係書類から請求内容を把握し、翌期分の外注費が当期に計上されていないかを検討した。	請求書、領収書 作業工程表
支払保険料	証券で契約内容を検討し、積立部分と掛捨て部分を検討した。	保険証券より確認
経理処理の誤りやすい事項について検討したことを、個別・具体的に記載します。		
(1) の内顕著な増減事項	増 減 理 由	
重要科目や増減の大きい科目の増減理由を、明確に具体的に記載します。		
(2) 売上高の増加と粗利益率の上昇	年間を通じて大口取引先B社の設備投資意欲が高かったことから、前期より売上高が約5千万円増加した。また、売上単価の引上げにより粗利益率も上昇した。	
労務費の増加	前期比3千万円増加しているが、生産量増加に対応するため人員を増加したもの1千5百万円、製品検査の充実を図るためアルバイト採用した結果雑給1千万円、賞与の増加2百万円が主たる要因である。	
外注費の減少	人員増加により〇〇社への外注が約8百万円減少したこと等による。	
役員借入金の増加	売掛入金の一部遅れによる資金手当てのため、代表者個人の定期積立金を取り崩して対処したためである。	
B/S項目では役員借入金の増加要因と資金出所の状況について、検討・確認したことを記載します。		
(1) の内会計処理方法に変更等があった事項	変 更 等 の 理 由	
(3) 収益の計上基準	主要取扱製品が、得意先の検収を受けなければ請求できないため、売上の計上基準について当期より出荷基準から検収基準に変更した。	
変更理由を明確にわかりやすく記載します。		

4 相談に応じた事項

事 項	相 談 の 要 旨
決算賞与の未払計上について	今期業績好調につき決算賞与の支給をしたい旨の相談があり、全ての従業員に対して決算期末までに各人別に支給額を通知することなど税務上の取扱いについて説明した。 未払賞与については、決算期末までに支給額を確定・通知して翌月全額支給しており、適正に処理していることを確認した。 相談内容、回答要旨のみならず、申告書への反映状況についても記載します。
債務免除益	(株) A に対する買掛債務について、(株) A より債権放棄の通知があり、その税務上の取扱い、処理について相談を受けた。 債権放棄を受けた場合、債務免除益として益金に計上すること、債権放棄通知書、議事録等の書類の保存等、税務上の取扱いについて説明し、適正に処理されていることを確認した。 債務免除益計上に係る具体的な相談内容が記載されており、調査省略等の参考になるものと思われます。

5 その他

○総合所見

当社は、内部統制が行き届いており、経費の使用に当たっては厳重なチェックが行われています。

代表者は、誠実に経理に当たっており、常に健全経営を心掛けています。

内部統制の状況、経営者の誠実性等を記載します。

毎月の訪問時等に取り引内容をチェックし、仕訳の誤りがあれがその都度指導し、修正させています。また、決算に当たっては、改めて全ての損益科目と資産、負債科目について検討しました。

また以前、税務調査を受けて、雑収入の計上もれや現金管理の問題点等を指摘されたことに対して謙虚に反省し、当事務所の指導にも誠実に対応しており、改善努力が見られます。

税務調査を受けての改善状況等を記載することにより、税務に関して前向きであるとの印象を与えることになります。

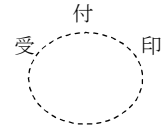
以上検討の結果、提示を受けた帳簿書類の範囲において、法人の記帳は事実に基づいて行われ、申告書も法令の規定に則して作成していることを認められます。

(良好な記載事例)

消費税 確定 申告書 年分・ 26年 4月 1日 事業年度分・)に係る
27年 3月 31日

3. 消費税記載事例 本則課税 卸売・小売業

税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面 33の2①



平成〇年〇月〇日
〇〇税務署長 殿

※整理番号

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	税理士		印
	事務所の所在地	電話 ()		—
書面作成に 係る税理士	氏 名	税理士		印
	事務所の所在地	電話 ()		—
	所属税理士会	税理士会	支部	登録番号 第 号
税務代理権限証書の提出		(有) (法人税・消費税・源泉所得税) ・ 無		
依 頼 者	氏名又は名称	㈱〇〇商会 代表取締役 〇〇〇〇		
	住所又は事務所 の 所 在 地	電話 () —		

私（当法人）が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記 1 から 4 に掲げる事項であります。

1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項	
帳簿書類の名称	作成記入の基礎となった書類等
仕訳帳、総勘定元帳、試算表、固定資産台帳 貸借対照表、損益計算書、勘定科目別消費税 集計表	現金出納帳、会計日記帳、預金通帳、当座照合表 給与台帳、請求書綴、領収書綴、納品書綴、 売掛・買掛帳、棚卸表、借入関係書類、 レジペーパー、日計表

2 提示を受けた帳簿書類（備考欄の帳簿書類を除く。）に記載されている事項	
帳簿書類の名称	備考
上記 1 の「作成記入の基礎となった書類等」 のほか、議事録、契約書綴、銀行残高証明書	特になし

※事務 処理欄	部門	業種			意見聴取連絡実績		事前通知等実績	
					年 月 日	税理士名	通知年月日	予定年月日

3 計算し、整理した主な事項

	区分	事 項	備 考
(1)	課税売上高	基準期間の課税売上高を確認します。 一括比例方式と個別対応方式の適用の確認します。 売上高、雑収入、固定資産売却のすべての取引について、課税売上・非課税売上の該当を確かめ、作成された勘定科目別消費税集計表を作成した。	前期・前々期の仕入控除税額の計算方式を確認します。 会計日記帳兼証憑書綴 売上請求書控 勘定科目別消費税集計表
	課税区分	仕訳ごとに、課税・非課税・不課税の区分を確認し、決算時に証憑書類等から再度確認を行った。	領収書、請求書、契約書 輸入インボイス
	課税売上割合	個別対応方式を選択し申告している為、個々の取引について請求書、領収書により確認した。	領収書、請求書、契約書 輸入インボイス
	課税仕入	すべての取引について、課税仕入れ該当の可否を確かめ、作成された勘定科目別消費税集計表（課税仕入れ等）と決算書を突合した。	会計日記帳兼証憑書綴 仕入請求書 勘定科目別消費税集計表
	仕入税額控除	申告書の課税標準額や消費税額が、どのような書類であるかの確認及び集計によるかを記載します。 平成25年9月30日以前に締結した店舗家賃やリース料の契約については、経理担当者に契約書に基づいて一覧表を作成させる方法により、消費税率の適用が正しく行われていることを確かめた。 消費税率変更に伴う処理が適正に行われていることなどを確認した旨を記載します。	契約書綴
(2)	(1)のうち顕著な増減事項	増 減 理 由	
	課税売上高の増加	営業部を強化したことにより、取引先が増加した結果、当期の商品売上高が5千万円増加し、課税売上高が増加した。	
(3)	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項		
	特になし		

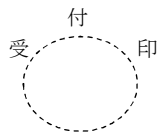
4 相談に応じた事項	
事 項	相 談 の 要 旨
納税準備	翌期からの税率アップに伴い、仮受及び仮払消費税が増加し、預かり金額が増えるため、納税について相談を受けた。預かり分が事業の資金繰りに回らないように、定期積金を活用し、十分な資金の準備を指示した。
課税対象の判定	外国で行った役務提供について日本の〇〇社に請求をする際の消費税の取り扱いについて相談があり、検討した結果、国外取引であるので消費税の課税対象外となる旨を説明した。 相談に応じた事項を個別具体的に記載します。納税資金にまで相談に応じるなど、税理士と納税者との厚い信頼関係が窺えます。
5 その他	
(総合所見) 毎月の訪問時等に消費税の取引の処理の是非を網羅的に確認しており、経営者の税に対する意識も非常に高いものがあります。 日々の取引については、整然かつ明瞭に会計処理されており、原始記録の保存状態も良好です。また、契約書、請求書等の証拠書類についても各々ファイルされ、整然と保管されています。 消費税の計算における仕入税額控除については、その裏付けとなる帳簿の記載や証拠書類の保存が重要です。	

(良好な記載事例)

所得税 確定 申告書 26 年分・ 年 月 日 事業年度分・) に係る

4. 所得税記載事例 事業所得 販売業

税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面 33の2①



平成○年○月○日

〇〇税務署長 殿

※整理番号

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	税理士	印
	事務所の所在地	電話 () —	
書面作成に 係る税理士	氏 名	税理士	印
	事務所の所在地	電話 () —	
	所属税理士会	税理士会 支部 登録番号 第 号	
税務代理権限証書の提出		(有) (所得税・消費税・源泉所得税) ・ 無	
依 頼 者	氏名又は名称		
	住所又は事務所 の 所 在 地	電話 () —	

私（当法人）が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記 1 から 4 に掲げる事項であります。

1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項

帳簿書類の名称	作成記入の基礎となった書類等
総勘定元帳、試算表、固定資産台帳、 青色申告決算書	現金出納帳、預金出納帳、預金通帳、領収書綴、 給与台帳、請求書綴、納品書綴、売掛・買掛帳、 棚卸表、会計伝票、レジシート
青色申告決算書を作成する際に確認した書類を全て記載します。	

2 提示を受けた帳簿書類（備考欄の帳簿書類を除く。）に記載されている事項

帳簿書類の名称	備考
上記 1 の「作成記入の基礎となった書類等」 のほか、借入金返済予定表、契約書綴、銀行 残高証明書	

※事務 処理欄	部門	業種	意見聴取連絡実績		事前通知等実績	
			年 月 日	税理士名	通知年月日	予定年月日

		※整理番号	
3	計算	所得を計算する上で、基礎となる売上高から記載します。	
(1)	売上高	事業年度末において月末締め以外の得意先について、締め後売上計上が適正になされているかの確認を、請求書等と突き合わせて行った。	請求書控、納品書控、売掛帳、レジシート、領収書控
	自家消費	事業主とその家族が消費した金額を計算し、自家消費としてレジに入力されているか確認した。	具体的な計上方法を記載します。
	現金、預金	現金出納帳の残高は、現金収支を示す証拠資料と照合確認を行った。また、預金については残高証明書と照合、確認した。	現預金出納帳、預金通帳、残高証明書、領収書綴、レジシート
	雑収入	自販機手数料等、売上高以外の収入について計上漏れがないことを確認した。また、事業所得以外の収入が混在していないか確認した。	廃品、歯科医の金歯、自動車のクレジット手数料等、主たる事業に特有の付随収入について、十分に確認します。
	家事関連費	自宅兼店舗のため、水道光熱費、通信費、車輻費の各科目について、事業使用割合により〇〇％を家事関連費として、各科目から除外されていることを確認した。	家事関連費は税務調査でも指摘される事項なので、適正に計上していることを記載します。
	売上原価	仕入について、事業年度末前後の納品書等を確認し、仕入計上方法の妥当性を検討した。また、外注費等の確認を請求書綴、領収書綴等、証憑書類と突き合わせて確認した。	請求書綴、領収書綴、納品書綴
(2)	(1)のうち顕著な増減事項	増 減 理 由	
	<具体例> ① 売上(利益率)の増減理由 ② 人件費の増減理由 ③ 販管費の増減理由 「3 計算し整理した主な事項」で増減が顕著な事項についての増減の理由を明確に記載します。		
(3)	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項	変 更 等 の 理 由	
	減価償却の方法	新規取得の固定資産については、定率法を選択した。 変更理由を明確に記載します。変更届出書の確認も重要です。	

4 相談に応じた事項	
事 項	相 談 の 要 旨
減価償却費	自宅の改装費用について相談を受け、資産計上すべき部分を説明し、適正に処理した。 この部分は、業務処理簿の記載事項を確認して記載することも重要です。 ＜具体例＞ ・ 専従者給与の改定 ・ 固定資産の取得 ・ 新規事業への算入 ・ 税額控除の取扱
5 その他	
(総合所見) 毎月の記帳代行において、取引内容についてチェックし、誤りがあればその都度指導し、修正させている。 チェックリストの項目全般にわたって確認した結果、適正な申告内容と考えられる。	

* 追加記載する事項

A 3 計算し、整理した主な事項(1)

B 区分	C 事項	D 備考
減価償却費	固定資産の取得に際し、請求書等により30万円未満の資産については少額減価償却資産（青色申告決算書に所定の事項を記載し、取得価額の明細を別途保管している）、30万円以上の資産については、各々の科目で適正に処理している。	請求書綴、領収書綴、その他証憑書類
専従者給与	専従者給与について、業務内容、事業従事程度を考慮し、他の従業員に支給する給与と比較して適正額を計上してあることを確認した。また、青色事業専従者給与に関する届出書の範囲内で支給されていることも確認した。	青色事業専従者給与に関する届出書、賃金台帳、業務日誌
預り金	源泉所得税等の預り金を賃金台帳等関係帳簿により適正に計上されているか確認した。また、納付状況についても合わせて確認した。	

資本的支出、修繕費等の計上があれば、適正に区別していることを記載します。

専従者給与は、税務調査においても指摘される事項なので、適正に計上していることを記載します。

所得その他、確認した勘定科目、所得に影響しうる勘定科目については、できるだけ計上方法、確認方法を記載します。

税務調査における対象税目であるため、適正に処理していることを記載します。

* 追加記載する事項

A

B

C

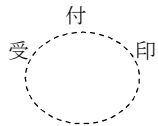
D

(良好な記載事例)

相続税申告書（平成〇〇年〇〇月〇〇日相続開始）に係る

5.相続税記載事例

税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面 33の2①



平成〇年〇月〇日
〇〇税務署長 殿

※整理番号

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	税理士	印
	事務所の所在地	電話（ ）〇〇〇-〇〇〇〇	
書面作成 に係る税理士	氏名	税理士	印
	事務所の所在地	電話（ ）〇〇〇-〇〇〇〇	
	所属税理士会	税理士会 〇〇支部	登録番号 第〇〇〇〇〇号
税務代理権限証書の提出		⑨ (相続税)	無
依頼者	氏名又は名称	被相続人 〇〇〇〇	相続人 〇〇〇〇
	住所又は事務所の所在地	電話（ ）〇〇〇-〇〇〇〇	

私（当法人）が申告書を作成し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記1～4に掲げる事項であります。

1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項

帳簿書類の名称	作成記入の基礎となった書類等
相続税申告書 土地・建物等の評価明細書 取引相場のない株式評価明細書一式 財産並びに債務の確認書	戸籍謄本、固定資産税評価額明細書、公図、住宅地図、預貯金残高証明書、借入金残高証明書、預貯金通帳、定期預金証書、生命保険金支払通知書、生命保険に係る解約返戻金証明書、損害保険解約返戻金証明書、葬式費用の利用請求明細書、各種租税公課通知書、遺産分割協議書、被相続人の履歴書、(株)〇〇の関係帳簿等（株主台帳、議事録、決算書、内訳書、法人税申告書）、土地家屋の賃貸借契約書、住民票、印鑑証明書

2 提示を受けた帳簿書類（備考欄の帳簿書類を除く。）に記載されている事項

帳簿書類の名称	備考
上記1の「作成の基礎となった書類等」の他、家族名義の預金通帳、株主名簿、被相続人の贈与税申告書、相続人の贈与税申告書、被相続人の生前の所得税確定申告書、死亡後の準確定申告書	被相続人の財産だけでなく、家族の財産についても確認し、生前贈与や、名義借財産がないか、確認することが重要です。

※事務 処理欄	部門	業種	意見聴取連絡事績		事前通知等事績	
			年 月 日	税理士名	通知年月日	予定年月日

3 計算し、整理した主な事項

	区分	事 項	備 考
(1)	土地評価	利用状況等について現地確認した上で、測量図を基に画地調整を行い評価した。 不整形地の評価では、想定整形地に十分留意して不整形地補正率を適用して評価した。	住宅地図、公図 固定資産税評価額明細書
	貸家建付地	貸店舗の一部が、長期間空室となっているので、賃貸割合を考慮して評価した。	賃貸借契約書
	家屋評価	貸家集合住宅にあつては、入居状況の相続開始前後を含め十分に検討の上、賃貸割合を算定した。	管理会社からの年間収支明細一覧表
	預貯金等	まず生前の所得収入を確認ののち、預貯金口座等への入金状況の検討、次に口座相互間の入出金状況の検討と用途の確認 家族名義の預貯金が実質的に被相続人の支配下にあったことから、相続財産に計上した。 特に不動産譲渡代金の流れは十分に確認した。	残高証明書 預貯金通帳等
	取引相場のない株式	被相続人が主宰する㈱〇〇の取引相場のない株式の評価は、純資産価額方式により、直前期末の貸借対照表を基礎として、土地等の簿価を相続税評価額に置き換えて計算した。また今回の被相続人の死亡より、同法人が、生命保険金を受け取り、これを原資として退職金を支払っていることから、これを資産及び負債に計上した。	売買契約書 取引相場のない株式の評価計算について、具体的に確認した事項やその計算根拠を記載することが重要です。
(2)	(1)の内顕著な増減事項	増 減 理 由	
	特になし		
(3)	(1)の内会計処理方法に変更等があった事項	変 更 等 の 理 由	
	特になし		

4 相談に応じた事項	
事 項	相 談 の 要 旨
二次相続について	今回の遺産分割の中で、妻分の相続財産について、二次相続の相談を受けた。将来のことは予想に過ぎないが、平成27年分の相続より基礎控除の縮減があるため、二次相続を試算した上での、相続税を検討した上での判断が重要との助言をした。
相続した土地の売却	相続人が、相続した土地を売却予定なので、所定の期間内に売却すると、相続税の取得費加算の特例を受けることができる事を説明した。
相続開始前3年以内の贈与	相続開始前3年以内の、被相続人から相続人に対する贈与については、相続財産に加算する必要がある旨を説明した。
(株)〇〇が支払う死亡退職金及び弔慰金について	(株)〇〇が支払う退職金及び弔慰金について、相続税の課税関係等に関する相談を受けたので、その趣旨と相続税の非課税について、また弔慰金については、業務外の死亡であり、その場合の非課税範囲内の金額を説明した。
主宰法人からの死亡退職金及び弔慰金等について相続税の非課税等について、検討した事を記入します。	
5 その他	
(総合所見) 以上の通り、依頼者からの提示書類はもとより、提示書類からの検討の結果、更に必要と認め追加提示を求めた書類の範囲内に於いて、当申告は事実に基づき正確かつ適正に処理している。 また、最終的には、書面添付兼業務チェックリストを用いた、項目全般に渡って確認したものである。	

「3 計算し、整理した主な事項」の区分別の記載事例(その1)

計算し、整理した主な事項の区分別の記載事例(その1)

※整理番号

3 計算し、整理した主な事項

	区 分	事 項	備 考
(1)	【土地】	土地の評価は、現地確認により利用状況を確認し、公図及び測量図を基に、土地の形状や建物の建築状況を考慮した上で、評価した。 先代名義の土地は確認できなかった。 実測面積で計算した。 貸ビルAの敷地である〇〇町〇〇－〇(宅地)の評価は、貸ビルA全●室のうち●室は相続開始日以前から長期間空室であり、一時的に空室となっていたものではないため、賃貸割合に応じて、貸家建付地と自用地部分にあん分して算出した。 貸ビルCの駐車場敷地である〇〇町〇〇－〇(宅地)の評価は、駐車場の契約者及び利用者がすべて貸ビルの賃借人であり、かつ、貸ビルの敷地内の駐車場であるなど、駐車場の貸付けの状況がビルの賃貸と一体と認められたため、全体を貸家建付地として評価した。 〇〇町〇〇－〇(宅地)は、被相続人が、主宰する株Bに賃貸し、同法人が貸ビルを建てて利用されていた。評価に当たっては、当該賃貸借について、無償返還の届出書の提出を確認し、自用地評価額の80%相当額で評価した。また株Bの株式評価上、純資産価額に20%相当額を計上した。 〇〇町〇〇－〇(宅地)は、評基通24－4の広大地の評価で評価した。	住宅地図、公図、測量図、登記事項証明書、固定資産税評価証明書 賃貸借契約書、過去の所得税の確定申告書・決算書(控) 賃貸借契約書、過去の所得税の確定申告書・決算書(控) 賃貸借契約書、無償返還の届出書 別紙「●」参照
	【建物】	貸ビルD(〇〇町〇〇－〇)は、相続開始時点における貸付状況を確認した上で、賃貸割合に応じて評価した。 〇〇町〇〇－〇の建物は、相続開始時において建築中であったため、その家屋の費用現価の100分の70に相当する金額によって評価した。	固定資産税評価証明書、賃貸借契約書、過去の所得税の確定申告書・決算書(控) 請負契約書、領収書

「3 計算し、整理した主な事項」の区分別の記載事例(その2)

		※整理番号	
3 計算し、整理した主な事項			
	区 分	事 項	備 考
(1)	【有価証券】	(株Eの家族名義等の株式の帰属を検討した結果、親族・知人名義の株式●株は、配当金が設立時から被相続人名義の〇〇銀行〇〇支店に振り込まれており、また、名義人が株主総会等に出席していないなどの理由から被相続人に帰属すると判断したため、相続財産として計上した。 各相続人及び孫名義の上場株式については、贈与税の申告をするなど、贈与の事実があることから、被相続人の財産とは認められなかった。 (株Fの株式の評価に当たっては、純資産価額の算定において、被相続人の死亡を保険事故として、(株Fが生命保険金を受け取り、これを原資として、退職金を支払っていることから、資産の部に「生命保険金請求権」、負債の部に「保険差益に対する法人税額等相当額」及び「未払退職金」をそれぞれ計上した。 上場株式については、〇〇証券〇〇支店及び〇〇証券〇〇支店の2社と取引があり、各証券会社から顧客勘定元帳を過去●年分取り寄せ確認の上、相続財産の計上を行った。 預金通帳(被相続人名義〇〇銀行〇〇支店)から、相続開始●年前に、〇〇証券〇〇支店からの振込み等があったため、〇〇証券〇〇支店の取引の有無を確認したが、相続開始日現在での取引はなかった。 〇〇証券〇〇支店に、妻G名義の取引があり、顧客勘定元帳を過去●年分確認したところ、妻名義の口座には被相続人名義の株式が現物入庫されており、妻に確認したところ、贈与の事実もなく、管理運用状況から、〇〇証券〇〇支店で取引されている妻G名義の口座は、被相続人に帰属する財産であることが確認されたため、相続財産として計上した。	定款、株主名簿、法人税申告書、預金通帳、預かり証 贈与税申告書(控) 法人税申告書(控) 顧客勘定元帳 預金通帳、残高証明書 顧客勘定元帳
	【現金、預貯金】	現金については、相続人からの聴き取り及び預貯金の取引状況により確認した。 預貯金については、家族名義も含めて、過去●年間の取引状況、相続人の収入及び生活状況を勘案の上、検討した。 妻H名義の〇〇銀行〇〇支店の定期預金(●口●万円)は、被相続人の経常収入(不動産収入)を原資とし、作成されたものであり、妻に確認したところ、贈与の事実もなく、管理運用状況から、被相続人に帰属する財産であることが確認されたため、相続財産として計上した。 既経過利息も含めて相続財産に計上した。	預金通帳、過去の確定申告書(控)

「3 計算し、整理した主な事項」の(1)の区分別の記載事例(その3)

			※整理番号
3 計算し、整理した主な事項			
	区 分	事 項	備 考
(1)	【その他の財産】	〇〇生命保険の保険契約は、契約者が妻K名義及び長男L名義であったが、保険料は、被相続人名義の〇〇銀行〇〇支店の普通預金から出金されていたことから、保険料負担者は被相続人と判断し、生命保険に関する権利として相続財産に計上した。	保険証券、過去の確定申告書(控)
	【債務、葬式費用】	借入金については、残高証明書、相続人からの聴き取り及び資産の取得状況から確認した。	残高証明書
		預かり保証金については、賃貸借契約書により確認した。 葬式費用は、領収書により確認した。	賃貸借契約書、過去の所得税の確定申告書・決算書(控) 領収書

「3 計算し、整理した主な事項」の(2)の顕著な増減事項の記載例

(1)のうち顕著な増減事項		増 減 理 由
(2)	【建物、現金・預貯金、債務】	相続開始の3年前に建築した貸アパート(〇〇町〇〇-〇)の建築資金は、被相続人名義の〇〇銀行〇〇支店の普通預金の●万円と〇〇銀行〇〇支店の借入金の●万円により捻出されている。
	【現金・預貯金】	相続開始7年前より、医療費として年間●万円の出金が認められた。
	【現金・預貯金】	相続開始直前の平成〇年〇月〇日に〇〇銀行〇〇支店の被相続人名義の普通預金から出金された●万円は、長男が葬儀に備え出金したものであり、相続開始時点では現金で手元に保管されているものと認められたため、現金として計上した。
	【現金・預貯金】	相続開始3年前に〇〇町〇〇-〇(宅地)を●万円で譲渡しており、税金●万円のほか、●万円は上記の貸アパート(〇〇町〇-〇)の建築資金に充て、残り●万円については、〇〇銀行〇〇支店の貸金庫に保管していたため、相続時点でも現金で保管されているものと認められたため、現金として計上した。

「4 相談に応じた事項」の記載例

事 項	相 談 の 要 旨
【相続財産の範囲】	財産の名義にかかわらず被相続人に帰属する財産は相続財産として計上する必要がある旨を相続人に説明した上で、相続人及びその家族の名義財産について、贈与関係、保有状況及び取引状況を確認した。
【遺産分割協議】	申告に当たっては、各種特例を最大限に活用できるよう遺産分割を行いたい旨の相談があり、本件に適用可能である相法19の2(配偶者に対する相続税額の軽減)及び措法69の4(小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例)の各規定を最大限に適用する場合の計算方法について説明した。 この結果、すべての相続人の合意のもと、居住用建物の敷地について、小規模宅地等の特例を適用することとした。

V. 記載内容が良好ではない添付書面とは

1. 国税庁事務運営指針（平成 21 年 4 月制定）による良好ではない添付書面

- (1) 1 面の「**1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項**」欄から、3 面の「**5 その他**」欄まで**全く記載のないもの**（＝税理士等の氏名や事務所の所在地、依頼者の氏名などしか書いておらず、1 欄から 5 欄まで全く記載のないもの）
⇒ **1 欄から 5 欄まで全く記載がない書面**は税理士法第 33 条の 2 に規定する書面とは認められず、**意見聴取も行われない**
- (2) 2 面の「**3 計算し、整理した主な事項**」欄及び 3 面「**5 その他**」欄に記載がないもの
- (3) .上記（2）の各欄の記載はあるが、**明らかに記載に不備があるか、又は内容が具体性に欠ける**など、上記（2）に準ずると認められるもの

2. 添付書面全体に共通する良好ではない添付書面の記載

- ①**空欄が多いもの**
- ②「**特になし**」や「**特段なし**」などの記載が多いもの
- ③**每期ほとんど定型的文章**が記載されているもの
- ④**どの関与先についても記載内容がほぼ同一**のようなもの
- ⑤その**関与先固有の内容**が記載されていないもの
- ⑥**業種、業態、経営状況の中味**を評価、分析していないもの
- ⑦**決算の修正事項**に関し全く記載がないもの
- ⑧記載している項目について**明らかに不備**があるもの
- ⑨**記載内容が具体的でないもの**

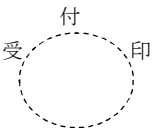
VI. 記載内容が良好ではない添付書面の記載事例

P 25～ P 27

(良好ではない記載事例)

確定申告書 (年分・平成26年4月1日 平成27年3月31日 事業年度分・) に係る

税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面 **33の2①**



平成〇年〇月〇日
〇〇税務署長 殿

※整理番号

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	税理士	印
	事務所の所在地	電話 () 〇〇〇-〇〇〇〇	
書面作成に 係る税理士	氏 名	税理士	印
	事務所の所在地	電話 () 〇〇〇-〇〇〇〇	
	所属税理士会	税理士会 〇〇支部	登録番号 第〇〇〇〇〇号
税務代理権限証書の提出		㊦ (法人税・消費税・源泉所得税) ・ 無	
依 頼 者	氏名又は名称	(株)〇〇産業 代表取締役 〇〇〇〇	
	住所又は事務所 の 所 在 地	電話 () 〇〇〇-〇〇〇〇	

私（当法人）が申告書を作成し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の1～4に掲げる事項であります。

1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項

帳簿書類の名称	作成記入の基礎となった書類等
総勘定元帳その他 個別具体的な帳票書類の名称を記載する必要あり。	預金通帳、売掛帳、借入関係書類 現金出納帳など明らかに作成記入の基礎となったはずの書類の記載がない。

2 提示を受けた帳簿書類（備考欄の帳簿書類を除く。）に記載されている事項

帳簿書類の名称	備考
特になし	特になし

※事務 処理欄	部門	業種			意見聴取連絡事績		事前通知等事績	
					年 月 日	税理士名	通知年月日	予定年月日

3 計算し、整理した主な事項			
	区分	事 項	備 考
(1)	売上高	売上高は前期比2割増と大きく伸びたが経費がそれ以上に増加したために利益は減少した。	
	外注費		
	貸倒損失	A社への連絡が半年以上取れなかったために、A社への売掛金350万円を貸倒損失として計上した。	
(1) の内顕著な増減事項		増 減 理 由	
(2)	棚卸資産	期末在庫が大きく減少した。	
	前受金	今期は商品代金を期末以前に多く前受けしたために前受金残高が倍増した。	
	固定資産売却損	遊休土地を処分したが、予想以上に多額の売却損1200万円が発生した。	
(1) の内会計処理方法に変更等があった事項		変 更 等 の 理 由	
(3)	売上高の計上基準	売上高の計上基準を今期より出荷基準から検収基準に変更した。	
	(空 欄)		

4 相談に応じた事項

事 項	相 談 の 要 旨
役員報酬	代表者と専務の役員報酬について相談を受けた。 相談内容や回答要旨などの記載がない。
機械装置の購入	新型機械購入の相談を受けたので「中小企業者等の機械取得に係る税額控除」の説明をした。 その結果の適用の有無、申告書への反映状況の記載がない。

5 その他

○総合所見

- ・当社はコンピューターを使った会計処理を行っています。
- ・当社は経理課長以下3人のスタッフで経理を行っています。
- ・今期は大変好調な営業活動ができて売上も順調に伸びました。

税理士関与の状況(頻度や内容)の開示がない。

当該関与先や当該申告書に対する総合的な評価(意見表明)がない。